

(スペイン刑事訴訟法)

全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/procesopenal.html> です。

(令和5年12月作成)

第7編 判決の執行

第983条 判決により無罪となったすべての被告人は、中断効果を生む不服申立ての行使、または、その他の法的理由の存在が、出獄の延期（このことは理由付き決定で命じられる）を必要としない場合、直ちに釈放される。

第984条 軽罪の裁判における判決の執行は、裁判を審理した司法機関に属する。必要なすべての手続きを単独で実行できない場合には、手続きが発効すべき領域の司法機関に、それらを（その機関が）実行するために、連絡する。

軽罪の裁判の控訴で審理した予審裁判官は、前段のために、記録の原本を確定判決の証明書添えて、第一審で裁判を審理した（治安）裁判官に送付するよう命じる。

判決を執行するには、生じた損害の修復および損害賠償に関しては、民事訴訟法の規定が、たとえ、判決した裁判官が職権で発議したとしても、適用される。

(本条の最終改訂。2009年)

第985条 犯罪による訴訟事件における判決の執行は、確定判決を下した裁判所に属する。

(検察官) 裁定の承諾の(訴訟)手続き(第4編第3章の2)で下された判決の執行は、軽罪の場合は、判決を下した(一人制裁判所)裁判所に属する。

(本条の最終改訂。2015年)

第986条 前条の規定にかかわらず、最高裁判所第二裁判部による破棄判決の後に下された判決は、その破棄された判決を言い渡した(合議制)裁判所により、当該裁判部がそのために送付する証明書に照らして、執行される。

第987条 判決執行に対応する裁判所が、必要なすべての手続きを単独で実行できない場合は、手続きが効力を持つべき裁判区または領域の管轄司法機関に、そこが手続きを実行するために、依頼する。

(本条の最終改訂。2009年)

第988条 ある判決が確定したとき、本法第141条の規定に従って、判決を下した裁判官または裁判所によってその旨の宣言される。

この宣言がなされると、たとえ、有罪判決を受けた者が別の訴訟事件の対象となっていたとしても、判決は執行される。その(別の訴訟事件の)場合には、必要な場合、刑を務めている刑事施設から係属中の訴訟が審理されている場所に移送される。

複数の刑事犯罪の犯人が、ただ1つの犯罪（タイプ）の対象となる得る（犯罪）行為により、種々の訴訟事件で有罪判決を受けた場合、本法第17条の規定に従い、最後の判決を下した裁判官または裁判所が、職権で、あるいは、検察官または有罪の判決を受けた者の請求により、刑法第76条の規定に従って、科された（複数の）刑の履行の限度を設定することに移行する。このために、裁判所書記官は、受刑者および不出廷者の中央登録所 (Registro central de penados y rebeldes) に犯罪記録および有罪判決の公証謄本を要求する、そして、裁判官または裁判所は、検察官から（当該請求者でない場合）意見を聞いて、犯人に科せられたすべての刑罰を列挙し、それらの刑の履行の最大量を設定する決定を下す。検察官および有罪の判決を受けた者は、この決定に対して法律違反による破棄請求を提起できる。

（本条の最終改訂。2009年）

第989条 ① 民事責任に関する（判決）言渡しは、民事訴訟法の規定に従って仮執行できる。

② 犯罪または軽罪から生じる民事責任を執行する目的で、民事訴訟法の規定の適用を害することなく、裁判所書記官は、有罪判決を受けた者の収入および現在の資産、並びに、判決で決定された民事責任が全額支払われるまで（その者が収入で）得ていくものを明らかにするために必要な財産調査手続きを、内国歳入庁 (Agencia Estatal de Administración Tributaria)、または、場合によって、地域の財務部の徴税組織に委託できる。これらの機関が法的理由または基本的権利の尊重を主張して引渡さない場合、または、裁判所書記官が要求する協力に従わない場合、書記官は、裁判官または裁判所が適切なことを裁定するために、（裁判官または裁判所に）通知する。

（本条の最終改訂。2009年）

第990条 刑は刑法とその規則に定められた方法と時期で執行される。

有罪判決を受けた者が指定された刑事施設に入るために必要な措置を遅滞なく講じる責任は、本法が判決執行義務を科している裁判官または裁判所に属する。その目的のために行政当局の支援を要請する。行政当局は、いかなる言い訳も口実もなすことなく、支援を提供しなければならない。

判決を履行させる裁判官または裁判所の管轄権は、有罪判決を受けた者が刑事施設に入るまで、または、刑を履行しなければならない場所に移送されるまで、行政当局の管轄権を排除する。

国の財政に対する犯罪、密輸および社会保障に対する犯罪の場合、徴税機関の歳入徴収組織または、場合によって、社会保障の歳入徴収組織は、司法当局の監視の下で、犯罪から派生する民事責任の弁済に割り当てられる資産を調査する（権限）、税法または社会保障法に定められた権限を行使する（権限）、資産状況に関する報告書を送付する（権限）、および、裁判官または裁判所が刑の執行、その執行猶予またはその（執行猶予の）取り消しについて裁定するために、知ることとなった、また、重要な状況のあり得る変化を裁判官または裁判所に知らせる権限を有する。

裁判所は、また、刑の執行方法に関して法令によって与えられる検査権限を行使する。

判決執行手続きを、必要な（書記官）命令を下して、促進する責任は、裁判所書記官に属する。ただし、判決を履行させるための裁判官または裁判所の管轄権を害しない。

裁判所書記官は、犯罪によって直接被害を受けた者、および、場合によって、証人に、その安全に影響を与える可能性のある受刑者に関連するすべての（裁判官／裁判所）裁定を知らせる。

（本条の最終改訂。2015年）

第991条 精神障害の状態にあると推定される在監者は観察下に置かれる、そして、その者が在監する刑務所の管理部(Comandancia)により精神障害の疑いを生じさせる事実と原因の報告書が作成される。その報告書では最初の所見、または、少なくとも、それらを検査および観察した医者の証明が記載される。

第992条 （精神障害の）疑いの重大さが明らかになったら、刑務所長は、在監者の出身地である判決裁判所の長に直ちに通知する。ただし、刑事施設総局(Dirección General de Establecimientos Peneles)にそれを知らせることを害しない。

第993条 その長は、前条で言及した報告書を判決裁判所に渡し、同裁判所は、その訴訟事件の検察官および私人訴追人（いる場合）の意見を優先的に聞き、受刑者の弁護人を呼んで聴聞する、または、この事件に関して職権で、弁護人（それを持っていない場合）を任命する。その（精神障害の疑いの）付帯事件が訴訟事件の審理中に起こった場合に使用されたであろう同じ法的証拠手段により事実および患者の身体的および精神的状態についての最も広範で正式な審理を取り決める。この際、在監者がいる裁判区の予審裁判官にその目的のため委託する。

第994条 前数条で言及される付帯事件が、抗弁がある場合には対審で、抗弁がない場合には通常の形式で審理され、そして、治癒技術の専門家および、場合によって、医学・外科アカデミーの宣誓陳述を聞いた後で、適切な判決が下される。この判決は刑務所長に通知され、精神障害が宣告された場合、（精神障害の）受刑者を適切な施設に移送する。ただし、いかなる時点かで障害者がその正気を回復した場合、刑法が規定するものの履行を害しない。

第995条 （廃止）

第996条 申し立てできる所有権の第三者性(*tercería de dominio)、または、より良い権利の第三者性(*tercería de mejor derecho)は、民事訴訟法に定められた規定に従って審理され、判断される。

（訳者注：tercería de dominio（所有権の第三者性）とは、強制執行の当事者でなくして、差押えされた財物の所有者であることを主張できる、または、法律の明示の規定によ

り差押えに対抗できる者の訴えの形での請求である。)

(訳者注：tercería de mejor derecho (より良い権利の第三者性)とは、強制執行に関して第三者であって、自己の債権が執行債権者に優先して満足を得る権利があるとする(ある訴訟での)請求である。)

第 997 条 判決執行のためになんらかの手続きの実行を委託された予審裁判官は、それらの履行を判決裁判所に、実行したものに関する公証謄本と共に、直ちに報告する。公証謄本は訴訟記録に綴じられる。

第 998 条 このような手続きは、それに介入した裁判所書記官によってファイル化される。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 999 条 ① 国の財政に対する犯罪のための判決の執行において、一般税法の規定に従い行政が行う修正についての支払い義務者の不同意は、その(不同意の)通知から 30 日以内に、執行管轄裁判所に明らかにされる。この裁判所は、執行当局と検察官の意見を同じ期間で聞いて、行われた(行政の)修正が判決で言渡されたものに従っているかどうか、または、判決から解離しているかどうか(裁判所)決定を通して裁定する。後者の場合、(納税)清算が修正されるべき条件を明確に示す。

② この(修正不同意の)付帯事件を裁定した決定に対して、単一の目的(*移審効)で控訴できる、または、場合によって、対応する判決の変更請求をすることができる。

(本条の最終改訂。2015 年)